

総合病院中津川市民病院 Instagram 運用方針

1. 目的

Meta 社の提供するソーシャルネットワークサービス『Instagram』の特性を活用し、当院に関する情報発信手段を拡充することにより、医療従事者等が当院の情報に触れる機会の増加を目的とする。

2. 基本情報

アカウント名：総合病院中津川市民病院【公式】（以下公式インスタグラム）

3. 管理・運用団体

総合病院中津川市民病院広報委員会（以下運用団体）

4. 発信内容

発信する内容は、管理運用責任者の監督のもと、主に次のものに限定する。

- (1) 病院の運営や取り組んでいることを伝える情報
- (2) 求人情報
- (3) 施設情報
- (4) その他発信することが適当と認められる情報

5. 管理・発信体制

- (1) 情報を発信する場合、発信しようとする写真、記事等のデータを広報委員会が指定するフォルダに一時保存し、記事を投稿しようとする職員が所属する所属長が確認のうえ、発信を許可する。
- (2) 広報委員会委員長は、インスタグラムへの投稿を依頼された場合、掲載する写真、記事等のデータが掲載に値するか否かを確認する。広報委員会委員長又は広報委員会委員長より指名されたものはインスタグラムへのアクセスを許可された PC 端末より投稿する。
- (3) インスタグラムのログインパスワードは定期的に変更する。

6. 利用及び運用方法について

- (1) 運用団体は原則、他の利用者に対し「いいね！」機能を使用しない。
- (2) 運用団体は原則、可能な限りコメントに対する回答を行う。
ただし、当該投稿に関係の無いコメントなどについては、回答はしない。また、コメントに対する回答は、回答までに時間を要する場合がある。
- (3) 運用団体は、禁止事項に掲げるコメントが投稿されたときは、これを削除することができるものとする。
- (4) 運用団体は以下のアカウントについてフォローおよびそれらアカウントの投稿をリポストすることができることとする。
 - ・近隣自治体が運営する公式アカウント
 - ・総合病院中津川市民病院（以下当院）と関係のある近隣医療機関が運営する公式アカウント
 - ・その他、広告事業、官公庁などによる情報発信事業等がかかわりがあるアカウント
- (5) その他ご意見、ご質問等がある場合は、病院ホームページのメールフォーム等でお問い合わせいただき、回答を行うこととする。

7. 禁止事項

次に掲げる事項が投稿された場合は、広報委員が予告なく削除することができることとする。

- (1) 特定の個人情報が判別できるもの
- (2) 法律等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (3) 特定の個人または団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的財産権を侵害するもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) わいせつな表現などを含む不適切な内容
- (9) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (10) その他、当院が不適切と判断した情報

8. 知的財産権

- (1) 各情報を掲載している個々の情報に関する知的財産権は、中津川市民病院または原作者に帰属する。
- (2) 各情報を掲載している内容の複製または引用など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製または転用することはできない。

9. 運用の停止または終了

運用団体は、運用が困難になったと判断した場合は、その理由をホームページに明記し、公式インスタグラムの運用を停止、または終了することができる。

10. 免責事項

- (1) 当院は、公式インスタグラムの掲載情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではない。
- (2) 当院は、利用者が公式インスタグラム掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (3) 当院は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、当院は、公式インスタグラム掲載情報に関連する事項に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。
- (5) 当院は、予告なく中津川市民病院 Instagram 運用方針の変更、運用方針の見直し、又は運用を中止する場がある。
- (6) 当院をより身近に感じてもらうため、情報を掲載する際、一部口語体などくだけた表現で配信する場がある。

11. その他

この方針のほか、公式インスタグラムの運用に関し、必要な事項は運用団体が別に定める。

12. 適用

この運用方針は、令和6年9月2日から実施します。